

予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：公衆衛生費 目：食品衛生指導費

事業名 食品衛生責任者講習会委託費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 生活衛生課 食品指導係 電話番号：058-272-1111(内2569)

E-mail：c11222@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 4,201 千円 (前年度予算額：4,204 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	4,204	0	0	4,204	0	0	0	0	0
要求額	4,201	0	0	4,201	0	0	0	0	0
決定額	4,201	0	0	4,201	0	0	0	0	0

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

食品衛生法の営業許可施設及び届出施設については、食品衛生法第51条に規定する「公衆衛生上必要な措置の基準」により、食品衛生責任者の選任が義務付けられている。

また、岐阜県食品衛生責任者設置要綱に基づき、食品衛生責任者の再教育・訓練を目的とした年1回の講習会（以下、実務講習会という。）を県又は県が認めた者により実施する必要がある。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、eラーニングシステムにより講習が受講できるようeラーニングシステムの運用を行う。また、インターネット環境を持っていない等の理由でeラーニングシステムによる講習会を受講できない者に対しては集合方式による再教育講習会を行う。

(2) 事業内容

再教育講習会のe-ラーニング方式又は集合方式による実施を業務委託する。

再教育講習会（計90分）

食品衛生学 40分以上

公衆衛生学 20分以上

食品衛生法 30分以上

(3) 県負担・補助率の考え方

県が実施すべき講習会を委託するので県が全額負担

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	4,201	再教育講習会のeラーニング又は集合方式による実施業務を委託
合計	4,201	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 事業主体及びその妥当性

委託先：(公社)岐阜県食品衛生協会

(公社)岐阜県食品衛生協会の実施する講習会は、要綱の規定に該当する講習会として知事が認定した唯一の講習会実施団体である。

認定以降、毎年同協会が当該講習会を実施しており、十分な実績を有している。以上のことから(公社)岐阜県食品衛生協会に委託する。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

（公社）岐阜県食品衛生協会へ食品関係営業施設に従事している者を対象に、実務講習会の実施を委託し、食品衛生責任者に食品の安全確保に係る最新の情報の提供及び資質の向上を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R3年度 実績	R4年度 目標	R5年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①食品衛生責任者再教育講習会	-	20,257人	17,000人	17,000人	-	100%

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

令和2年度	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で、集合方式による講習会は中止となり、講習会テキストを配布し、アンケートの回答することで講習会を受講したとみなした。</p> <p>食品関係営業施設における自主管理の中心となる人材を育成するとともに、食品衛生法等の改正内容を解りやすく伝達することにより、食中毒の防止をはじめ、食品添加物の不適正使用等、食に係わる事故や法令違反の未然防止に努めた。</p>
	<p>指標① 目標：17,000人 実績：15,502人 達成率：91.2%</p>
令和3年度	<p>令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響で、テキスト配布自主学习方法による講習会、集合方式による講習会、e-ラーニングによる講習会を実施した。</p> <p>改正食品衛生法が令和3年6月1日に施行となり、改正内容を改めて周知するとともに、HACCPに沿った衛生管理について丁寧に説明した。また、食中毒等の食に係る事故や法令違反の未然防止に努めた。</p>
	<p>指標① 目標：<u>17,000人</u> 実績：<u>20,257人</u> 達成率：<u>145%</u></p>
令和4年度	<p>令和6年度当初予算にて追加</p>
	<p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %</p>

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・ 事業の必要性 (社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) <small>3 : 増加している 2 : 横ばい 1 : 減少している 0 : ほとんどない</small></p>	
(評価) 2	<p>食中毒を始め、食品添加物の不適正使用等の違反等の事例を紹介するなど事故防止に活用していただける知識等の習得の機会として必要である。HACCPの義務化や原料原産地表示制度の開始等、頻繁に行われる関係法令の改正内容の周知の機会という観点からも必要となっている。 また、DX推進の観点から、引き続きeラーニング方式で講習会を開催する必要がある。</p>
<p>・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) <small>3 : 期待以上の成果あり 2 : 期待どおりの成果あり 1 : 期待どおりの成果が得られていない 0 : ほとんど成果が得られていない</small></p>	
(評価) 2	<p>食品関係営業施設における自主管理の中心となる人材を育成することにより、食中毒の防止を始め、食品添加物の不適正使用等、食に係わる事故や法令違反の未然防止に有効な事業となっている。</p>
<p>・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか) <small>2 : 上がっている 1 : 横ばい 0 : 下がっている</small></p>	
(評価) 1	<p>講習の対象となる営業者の大半が会員である(公社)岐阜県食品衛生協会に委託することにより、円滑な実施が図られる。</p>

(今後の課題)

<p>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 食品衛生法等の一部改正が頻繁に行われるため、食品関係事業者等に対し、その内容を解りやすく伝達する必要がある。また、eラーニングと集合型形式による講習会開催の運用効率化を図る必要がある。</p>
--

(次年度の方向性)

<p>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 今後も、県内を流通する食品や、県民に提供される食品の安全性の確保を図るため、食品衛生責任者実務講習会の開催は必要である。 eラーニング方式による開催は、関係者からの要望が多く、DX推進の立場からも引き続き維持されるべきであり、可能な限りeラーニング方式での受講を案内する。 一方、集合型形式による講習会は、対象者にネット環境を持たない者もあることから、縮小しながら開催を維持していく。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課</p>	【〇〇課】
<p>組み合わせる理由 や期待する効果 など</p>	